

# JAグループ宮城 災害復興ニュース (総合版)

## 第 2 3 号

【平成 23 年 5 月 23 日 (月) 発行】  
発行：JAグループ宮城災害復興本部  
編集：JA宮城中央会  
〒980-0011 仙台市青葉区  
上杉 1 丁目 2 番 16 号 JA ビル宮城 6F  
電話番号：022-264-8697 又は 264-8207  
FAX 番号：022-216-4466  
E-mail：jataisaku@gmail.com

### 《目次》

#### I. 復興本部からの情報提供

1. 県内農畜産物の放射性物質検査について
2. JAグループ支援隊活動
3. JAグループ岡山より支援米届く

添付資料：宮城県内放射能測定結果、原子力発電所事故を踏まえた牧草などの取扱について

#### I. 復興本部からの情報提供

##### 1. 県内農畜産物の放射性物質検査について

5月11日に採取した県内牧草の放射性物質測定結果が5月18日に公表され、丸森町・大崎市の牧草から暫定許容値を超える放射性セシウムが検出されました。

このため県は、県内全域の畜産農家に対して乳用牛と肥育牛に牧草を与えないよう指導しました。育成牛・繁殖牛については牧草の給与及び放牧利用が可能です。(当ニュース3, 4ページ目に収録した資料1, 2参照)

JAグループ宮城としては、県の5月18日付け発出文書内容の周知とともに、代替飼料の流通確保を図ってまいります。また、今後の損害賠償請求に向けた「JAグループ原発事故農畜産物損害賠償対策県協議会」(仮称)の設立などに取り組むものとし、5月25日に原発事故損害賠償対策等に係るJA担当部課長会議を開催します。

##### 2. JAグループ支援隊活動

全国JA支援として、4月より継続的に「東日本大震災JAグループ支援隊(全国のJA役職員による災害復興支援ボランティアチーム)が被災JA・組合員への支援活動を行っています。

###### (1) 第5陣による活動

「東日本大震災JAグループ支援隊」の第5陣38名が5月16日に到着しました。

16日午後5時から開始されたオリエンテーションでは、黙祷の後、JA宮城中央会佐藤常務が今回の訪問について感謝と激励の言葉を述べました。

第5陣は5月21日(土)まで、JAいしのまきの管内組合員園芸施設の瓦礫撤去・北上支店内清掃の支援を実施しました。



## (2) 第6陣の到着

第6陣127名が5月23日(月)に到着する予定です。5月28日(土)までJAみやぎ亘理管内イチゴ用パイプハウス内の泥撤去、JA南三陸の書類回収及び清掃作業、JAいしのまき管内園芸施設へドロ撤去作業を実施します。

## 3. JAグループ岡山より支援米届く

津波で甚大な被害を受けた県内5JAへJAグループ岡山より玄米86トンを支援頂きました(JA仙台、JA名取岩沼、JAみやぎ亘理、JAいしのまきに各17トン、JA南三陸に18トン)。5月19日から25日にかけて順次配送されます。

以上

記者発表資料  
 平成23年5月18日  
 畜産課(草地飼料班)  
 担当 山田, 佐々木  
 内線 2852

### 宮城県内の牧草の放射能測定結果について

食品衛生法上の暫定規制値を超えない原乳や牛肉の生産を行うため、農林水産省では粗飼料(牧草等)中の放射性物質の暫定許容値を設定しました。このため、県では、牧草の放射性物質測定(モニタリング調査)を継続的に行い、牧草の放射性物質の含有量を把握するとともに、畜産農家に対して、適正な飼養管理に向けた指導を行ってまいります。今回、第1回目の結果が判明したのでお知らせします。

- 1 採取日  
平成23年5月11日(水)
- 2 測定依頼機関  
独立行政法人農林水産消費安全技術センター(FAMIC) 埼玉県さいたま市
- 3 測定結果 (単位:ベクレル/kg)

採取場所	放射性ヨウ素	放射性セシウム
丸森町	40	1,530
仙台市	5	120
大崎市	不検出	350
栗原市	刈り取り高が確保できなかったため、再調査予定	

参考：粗飼料中の放射性物質の暫定許容値(農林水産省設定値) (単位:ベクレル/kg)

畜種	放射性物質	放射性ヨウ素	放射性セシウム
乳用牛(経産牛及び初回交配以降の牛)		70	300
肥育牛(出荷前短くても15ヶ月程度以降の牛)	農産物で出荷制限が行われていない地域で生産された粗飼料		300
上記以外の牛			5,000

- 4 県の対応について
  - (1) 測定結果をふまえ、乳用牛及び肥育牛については、引き続き、県内全域において、今後実施する牧草の調査で利用可能であることが確認されるまでの間、牧草等\*1の利用を控えるよう周知しました。
  - (2) 肉用繁殖牛など前述以外の牛については、暫定許容値を下回っているため、牧草を利用できることを周知しました。
  - (3) 今後、引き続きモニタリング調査を行います。
  - (4) 損害賠償請求\*2に備えて、飼料生産に係る作業日誌や代替飼料の購入伝票等の損害が証明できる資料の保管について周知しました。
    - \*1 原発事故後に収穫した牧草・ほ場から集草した稲わら、今後収穫する牧草など
    - \*2 「原子力損害の賠償に関する法律」に基づき、損害賠償を行うことができるため

- 5 農畜産物の安全性について
 

原乳をはじめ、県内の農林畜産物については、3月下旬から4回にわたり東北大学の協力を得て放射能測定を実施していますが、飲食制限に関する指標値を全て下回り、安全性に問題ないことが確認されております。

平成 23 年 5 月 18 日

畜産農家の皆様へ

宮 城 県

## 原子力発電所事故を踏まえた牧草等の取扱について

平成 23 年 5 月 11 日に実施した牧草に含まれる放射性物質の調査の結果、当面の牧草等の取扱について以下のとおり対応をお願いします。

## 対象地域：宮城県内全域

## ○ 乳用牛・肥育牛について

- ・ 牧草の収穫は、草丈が収穫可能となった段階で、早期に低刈りによる刈取りを行って下さい。収穫した牧草については、給与を見合わせ、ラップ等により他の飼料と区分して保管しておいて下さい。
- ・ 保管後の牧草の取扱については、後日、情報提供します。(それまでの間、たい肥への混入、すき込みや焼却等は行わないで下さい)。
- ・ 放牧は行わないで下さい。

※乳用牛は経産牛及び初回交配以降の牛。肥育牛は出荷前短くても15ヶ月程度以降の牛。

## ○ その他の牛（育成牛・繁殖牛等）について

- ・ 牧草の給与及び放牧利用は可能です。

- ・ 自粛要請の解除については、今後の調査結果に基づき、追って通知します。

## ○ 損害賠償について

- ・ 「原子力損害の賠償に関する法律」に基づき、損害賠償請求を行うことができることから、損害賠償に備えて、飼料生産に係る作業日誌や代替飼料等の購入伝票・領収書、家畜の飼養日誌など損害が証明できる資料を保管しておいて下さい。

問い合わせ先

宮城県農林水産部畜産課

担当：山田，佐々木

電話：022-211-2852